

○国土交通省告示第五百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和二年四月二十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道4号改築工事（北上拡幅・岩手県北上市相去町笹長根地内から同市相去町和田尻地内まで及び同市相去町寺後沢地内から同市相去町平林地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 岩手県北上市相去町笹長根、和田、和田前、和田尻、寺後沢、山田、田抱、平林及び前塘地内
- 2 使用の部分 岩手県北上市相去町笹長根、和田、和田前、和田尻、寺後沢、山田、田抱、平林及び前塘地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道4号改築工事（北上拡幅）」（以下「本件事業」という。）は、岩手県北上市相去町笹長根地内から同町平林地内までの延長3.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道4号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、青森県青森市に至る延長約836kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する北上市は、本路線のほか、高速自動車国道東北縦貫自動車道の北上金ヶ崎インターチェンジが存在するなど物流の利便性に優れることから、工業団地や産業団地が特に集積している地域である。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、北上市相去町平林地内で21,834台／日であり、混雑度は1.55となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年1月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるヒシクイ、マガン等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるマルコガタノゲンゴロウ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているヒメシロチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているギバチ、マシジミ等、準絶滅危惧として掲載されているアオハダトンボ、キベリクロヒメゲンゴロウ、ヨコハマシジラガイ、マツカサガイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物に

については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシャジクモ等、準絶滅危惧として掲載されているミズニラ等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、ギバチ、マシジミ、アオハダトンボ、キベリクロヒメゲンゴロウ、ヨコハマシジラガイ、マツカサガイについては、工事の実施に伴う濁水の発生により生息環境へ影響を与えることが予測されることから、仮締切の設置等を実施して濁水を抑える計画としている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が6か所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、令和2年2月28日に都市計画決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があるが、本件事業が供用されない場合、令和12年度推計交通量による混雑度は現在よりも増加すると予想されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道4号岩手県南地域拡幅整備促進期

成同盟会より、円滑な物流の確保が図られることなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県北上市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地
岩手県北上市相去町寺後沢、山田、田抱、平林及び前塘地内